

株式会社ヒット

定款

作成日：平成3年2月8日
改定日：平成10年8月8日
改定日：平成13年7月2日
改定日：平成16年3月30日
改定日：平成18年12月20日
改定日：平成19年6月26日
改定日：平成19年6月30日
改定日：平成20年8月8日
改定日：平成20年10月31日
改定日：平成21年7月28日
改定日：平成21年9月29日
改定日：平成27年9月27日
改定日：平成29年9月28日
改定日：平成30年9月25日
改定日：平成31年4月23日
改定日：令和2年9月29日
改定日：令和7年3月6日
改定日：令和7年3月7日

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社ヒットと称し、英文では、Hit Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 広告代理業
- (2) 無線通信機器の保守サービス及び据付け工事
- (3) 情報提供サービス業
- (4) 不動産の賃貸及び管理
- (5) 鋼構造物工事業
- (6) 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、22,240,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株主名簿への記載又は記録、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、12名以内とする。

第20条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定し、その者を代表取締役社長とする。複数の代表取締役が選定された場合は、それらの者の中から代表取締役社長を1名選定する。

2. 取締役会の決議によって、必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第28条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。

第29条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

第30条 (監査役の数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第31条 (監査役を選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3. 会社法第329条第3項に基づき選出された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第37条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条 (監査役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第40条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第41条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第42条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第43条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第44条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第45条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第46条 (配当金の除斥期間)

配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則 (電子提供措置等の効力発生日)

第15条(電子提供措置等)の新設は、当社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2. 本条は、前項に定める日後にこれを削除する。

以上